

慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）

2019年度入学試験 法学未修者コース 小論文試験 出題趣旨

問題文は、歴史的系譜を遡りながら、また、特にハイエクの思想に焦点を当てることにより、1970年代末に主導権を握った新自由主義における市場経済と国家の介入との原理的關係を論じている。19世紀的な自由主義（自由放任主義）とは異なり、新自由主義は国家が法の支配の下で一般的ルールに基づく法的制度的な介入により、競争的市場秩序を創出することを主張する。それは、福祉国家的政策を、特定の状況や特定の団体の利益を優遇する恣意的なルールに基づくものであるとして、できる限り縮小しようとする。筆者は、ハイエクが政治的自由（政治参加）よりも経済的自由（競争）を重視し、また、多数派支配に基づく民主主義が市場経済と対立する形で国家の経済への介入を行う場合には民主主義の機能を例外的に排除することも厭わない点を危惧する。このような法の支配と民主主義のジレンマを、シカゴ学派の新自由主義は楽観的な独占肯定論を主張し、国家と市場の区別を取り払い、政治を市場化することで克服しようとしたと、筆者は指摘する。

問1では、新自由主義の概念とそこにおける国家の役割を問題文から把握したうえで、19世紀の自由主義的な「小さな政府」、また、福祉国家的な「大きな政府」とどのように異なるかを説明することが求められる。

問2では、第1に筆者がハイエクの体系が孕んでいた問題として指摘する「法の支配と民主主義のジレンマ」、「市場社会と国家の分離と対立」、「民主主義の病理を強い国家（権威主義）によって抑制する必要性」とは何を意味するのかを問題文から指摘し、第2にその「解決」のためにシカゴ学派が主張した「政治の市場化」とは何かについて説明することが必要である。そのうえで第3に、その「解決」に対する意見として、たとえば、日本や世界の様々な諸国の例を挙げるなどにより、自分の観点からハイエクおよびシカゴ学派の主張をどのように捉えるかについて、具体的に述べることが考えられる。

なお、関連分野の専門知識にかかわらず、問題文を読んだ的確に理解したうえで自分の考え方をいかに論理的に述べることを評価する趣旨である。